

イスラム法における扶養義務

河 野 敷 代

目 次

1. はじめに
2. 夫婦間の扶養義務
3. 親子間の扶養義務
4. 親族間の扶養義務
5. むすび

1. は じ め に

何時の時代、どこの社会においても、幼少、老令、不具などの自然的原因によって自力では生計不能な者が存在する。このような生計不能者の生存の保障は、親族共同生活体が大きくかつ強固であった時代には、親族共同生活体の責任において行なわれるべきものとされていた。しかし社会が発達するに従って、親族共同生活体は次第に分解し、あるいは縮少の途をたどり、夫婦、親子の、いわゆる核家族構成に移行しつつある段階において、親族扶養の範囲を、夫婦、親子以外の親族にまで及ぼすことの可否については問題があり、国家的扶養の確立が期待されるのであるが、国家の経済力に限界があるため、大多数の国においては、親族扶養先行主義を採用し国家的扶養を最終的なものとみなしている。

本稿は、イスラム教の支配下にコーランを主たる法源として絶対性、不動性を特色とするイスラム法における扶養義務を考察するものである。ここで扶養義務とは、親が未成熟の子を扶養したり、夫婦が互に扶養し合うがごとく、扶養をなすことがその身分関係の本質的不可欠の要素である、いわゆる「生活保持の義務」と一方が何らかの原因によって生計不能とな

った場合に、他方がこれを扶養する、いわゆる「生活扶助の義務」とを含む。イスラム法において扶養義務が発生するためには、次の要件を具備しなければならない。①扶養権利者と扶養義務者との間に一定の身分関係が存在すること。いかなる人々が扶養当事者になりうるか。扶養義務は、夫婦間、直系血族間、三親等内の傍系血族間において問題となりうる。イスラム法においては扶養範囲と相続範囲とが一致しており、原則として扶養義務の順位も相続の順位に従い、近い者から扶養義務を履行することになる。この点からイスラム法は相続権の基礎を扶養の延長とみなしていると推測しても誤りではないだろう。②扶養権利者が無資力であること¹⁾。妻は例外とする²⁾。扶養権利者が困窮を招いたことについての過失が扶養を受ける権利に影響を及ぼすか否かについては何ら触れていないが、原則としては扶養権利者の扶養請求を阻止するものではないと解すべきか。③扶養権利者が労働能力を有しないこと。私有財産制度の下においては、個人の生活はまず第一にその個人の責任に委ねられ、親ゆずりの財産によるにせよ、労働によるにせよ、自分の責任において生活すべきものだからである。ハナフィー派によれば、妻、未成年の息子、未婚の娘、両親、祖父母は例外とする。なお扶養権利者の収入が自活するのに十分であるか否かを判断するには、その者の年令、社会的地位などを考慮しなければならない。④扶養義務者が十分な資力を有すること。貧乏な者は他人を扶養する義務を負わない。扶養義務者が、扶養を与えうる状態にあるか否かを判断するためには、まず他人を扶養する前に自分の生活を維持する必要があるから、自分の生活を維持するために足る収入があるか否かを問題としなければならない。その上に余力があってはじめて他人の扶養請求に応ずるべきである。扶養義務者が自分の生活を維持するに足る収入があるという意味は、自分一人の生活費はもちろん、債務の支払、妻子の扶養をも含んでなお余力があることである。扶養義務者が労働による収入のみによって生活しており、固定資産は有しなくても、労働による収入が自分の生活を維持して余力あるときには、扶養可能状態なりと解してもよからう。この要件が

「生活保持の義務」に適用されないことはもちろんである。

イスラム法における扶養義務の特色は、要約すると、第一に扶養義務の中心をなすものは妻に対する夫の扶養義務と未成熟な子に対する親の扶養義務であること、第二に相続権の根拠を扶養の延長とみなしている結果、相続権が扶養理論の基礎をなしていることである。以下において、いかなる関係のある人々にいかなる場合に扶養義務が発生するか、扶養権利者は扶養義務者に対して、どの程度の扶養を請求することができるか、扶養義務者は扶養権利者に対して、どの程度の、またどの範囲の扶養をなすことを要するか、扶養の方法などに関して若干の考察を試み、私のイスラム法の研究の一端とする。

- 1) 貧乏な者を決定する基準について、マホメットは「昼と夜のための食物をもっている者は、物乞いをするを禁じられる」とか「銀で 50 デイルハム以上もっている者は物乞いをするを禁じられる」と言ったとされている。K. P. Saksena, *Muslim Law as Administered in India & Pakistan*, 4th ed., 1963, p. 358. 現在では適用されないことはもちろんである。最低限、人間らしい衣食住が保障されるべきである。
- 2) 妻は、自分の生活を支えるに足る財産を有しているとしても、夫による扶養を受ける資格があるという意味である。しかし、家に在ってはハレムに閉じこもり、外出に際してはヴェールで顔をかくして男性との接触を拒否されていた妻が財産を取得するということが不可能であったろうし嫁資（マール）を自分の特有財産として所持していることも稀であったろう。

2. 夫婦間の扶養義務

イスラム法においては、夫に対する妻の扶養義務という観念は存在しない。夫婦間の扶養義務はつねに妻に対する夫の扶養義務という形でのみ存在する。夫の扶養義務は妻が婚姻によって夫の絶対的な支配に服し、その庇護を受けるというイスラム教の家父長的宗教観に基礎を置いている。これは、イスラム以前のアラビアが今日のペドウィン族のように部族制、父権制的家族を基礎として組織されており、相続人は死者にもっとも近い男系親族でなければならず、また彼らは家族構成員の扶養についても全責

任を負うものであったということに由来している。極言すれば、夫の扶養義務の基礎は、あたかも所有者とその所有物のような関係にあり、妻の独立性は全くみとめられないものであった。夫の庇護の下にあるかぎり、妻の生活上の必要は充され、このような制度の下においては妻の扶養請求権も夫と同居する権利以上の意味を有たない。イスラム法において夫の扶養義務が特に取上げられるのは、婚姻法において一夫多妻制を認め男は四人の妻を同時にもつことができるとした結果、妻たちの中の二人あるいは三人は夫と別居しているのが普通であり、かかる別居中の妻（英米法、大陸法でいう意味とは異なる）に対する別居扶養が問題になるからである。

イスラム法における夫の扶養義務の特色は妻に資産と労働能力があってもなお存在することにある。これは夫に対する妻の忠誠の義務から派生したものであり、妻がイスラム教徒であるか非イスラム教徒であるか、困窮しているか裕福であるか、若い若くないかに関係なく、家庭生活を営むために必要な出費はすべて夫の負担となる。すなわち、夫は妻を扶養する義務を負い、その反対給付として家事一般はもちろん妻が夫に対してなすべきサービスを受ける権利をもつ。妻の扶養請求権はすべての者の権利に優先し、また夫が不法に扶養を拒否したり、怠っている場合には、扶養料の延滞金を主張できる。なお夫が財産をもたず、病弱のため自ら妻を扶養し得ざるときには妻が未婚時代に扶養義務を負っていた者（妻の父、兄弟、母、祖父など）が扶養義務者になるが、これらの者は、その後になって夫の経済状態が好転したならば、自己が負担した扶養料の返還を請求できる。

夫が扶養義務を負うためには、妻の側で次の要件を具備しなければならない。

① 婚姻が適法であること。すなわち、(i)期限を定めた婚姻（ムタ婚）ではないこと²⁾。ムタ婚は一定の期間（数日、数カ月、数年）を限って契約される婚姻であり、嫁資（マール）は支払われるが、夫は扶養義務を負わず、互に相続権もない。(ii)夫の禁婚親でないこと。直系血族（母、祖母、娘、孫娘）、傍系血族（同父母または異父母の姉妹、父方母方の伯叔母）。

直系姻族（義母，義理の娘），傍系姻族（妻の母や祖母）乳親族関係にある者（乳母，乳姉妹）が夫の禁婚親にあたる。(i)待婚期間（イッダー）中になくこと。離婚した女は3カ月，夫に死別した女は4カ月10日の間は再婚を禁止される。イッダーは生まれてくる子供の父子関係を明確にするために設けられた制度であるが，死別の場合には服喪の意味も有する。その他，宗教上の障害がないこと，証人の出席があることなどが挙げられたが，これらの制限は次第に緩和された⁴⁾。婚姻が不法であることが判明したときは，夫はすでに支払った扶養料の返還を請求できる。

② 婚姻適令期に達していること⁵⁾，妻が婚姻適令期に達していないために婚姻を完了することができないときには夫は扶養義務を負わない。これに対して夫が婚姻適令期に達していないために婚姻を完了することができなくても夫の扶養義務は存在する。この場合には夫に財産があれば扶養料はそれから支払われるが，財産がないときには夫の父が息子の妻を扶養する責任を負う。これは一種の身代わり責任であり，父は息子に対して返還請求権をもつ。蓋し，妻は夫に対して扶養請求権を有するものであり，父の責任は息子を扶養する責任を負うがゆえに，彼に扶養される権利をもつ息子の妻を扶養するというものである⁶⁾。イスラム法においては，すでにのべたように扶養範囲と相続範囲が一致しているから，父は死亡した息子の未亡人を扶養する責任を負わない。

③ 夫に対して従順であること⁷⁾。妻が不従順であるときには夫は扶養義務を負わない。ただし妻が夫に不従順であるのは，婚姻契約に際して即座に支払われるべき嫁資（マール）⁸⁾がまだ支払われていないためであるときには，妻は扶養を受ける権利を失わない。夫は原則として居所指定権を有するから，妻が夫の許可なしに，あるいは正当な理由なしに夫婦の住居を去った場合にも夫の扶養義務は存在しない。正当な理由として，(i)夫が第二番目以下の婚姻をしたとか女奴隷を妾として囲った場合，(ii)夫が妻を追出した場合，夫が妻の同居を事実上不可能ならしめる事情について責任がある場合（虐待，侮辱，悪疾など）(iii)夫婦の間に著しい意見の相違が

存在し、妻が夫の家に戻るならばさらに争いが激しくなる場合、などが挙げられる。このような場合には妻に対して別居扶養が認められる。

④ 合法なときにはいつでも夫が近づくことを認めていること。断食中、メッカ巡礼中、妻の月経中は夫は妻に触れてはならない¹⁰⁾。合法なときに妻が夫婦生活を営むことを拒否するならば夫の扶養義務は発生しない。妻が病気であるため婚姻を完了することができなくても夫の扶養義務は発生しないと言われている。

⑤ 婚姻から生ずる一切の義務を忠実に履行すること。夫が婚姻から生ずる権利を行使しなくても妻は扶養請求権を失わない。

⑥ 妻がイスラム教徒であること。イスラム教から離反した妻は扶養請求権を失う。後になってイスラム教に復帰したときは扶養請求権も復活するか否かについては意見が分かれシーア派はこれを肯定するが、ハナフィー派は否定する¹¹⁾。

以上にのべた要件を妻が具備するときには夫の扶養義務が発生するのであるが、その発生時期について、ハナフィー派は婚姻契約が締結されたときとなし、マーリキー派は婚姻が完了したとき、すなわち妻が現実には夫と夫婦関係に入ったときと解している。

扶養義務を遂行しない夫に対して妻は離婚を請求できる（マーリキー派、シャーフイー派¹²⁾）。

夫の扶養義務の根拠を適法な婚姻関係の存在に認めるかぎり、その前提となる婚姻関係が解消した後に離婚配偶者たる妻に対する夫の扶養義務を認めることは必ずしも妥当ではないが、イスラム法は婚姻解消後における夫の扶養義務を認めている。(i)離婚された妻はその離婚が取消しうるものか取消し得ないものかを問わず、妊娠しているか否かを問わず¹⁴⁾イッダーの期間中は（3カ月）扶養を受ける権利がある。離婚原因が妻の犯罪行為であるときはこのかぎりでない¹⁵⁾。(ii)離婚された妻が母になっている場合に子に対する授乳を完全に終らせたいと望むなら二年間授乳を行なうことができるが、この場合には子供の父である前夫は離婚した妻の衣食につい

て責任を負う¹⁶⁾。(イ)夫婦が離婚に先立って離婚後の扶養関係を契約をもって定めることは「扶養契約の有効性」の問題として論じられ、このような契約は公序良俗に反し無効であるという見解もあるがイスラム法は婚姻解消後における夫の扶養義務に関し何らかの契約をなすことを認めている。一生涯、妻を扶養するという合意が夫と妻の間でなされているときには、離婚によって婚姻は解消しても夫たりし者の扶養義務は存続するとみなしている。しかし法律上の性質は扶養ではなく終期の定めなき定期贈与と解すべきではなかろうか。

夫の扶養義務の内容は妻に生活必需品を供給することである。具体的には個々の夫婦間の経済状態、社会的地位、生活程度、特に夫の収入によって決せられることになるが衣食住はもちろん医療費なども当然に含まれる。古いテキストにおいては妻は夫の費用で香水をつける権利を有しないのはもちろん、医療補助を受ける権利さえないとされていた。扶養の内容も社会の進歩に従って変化すべきものであり古いテキストにおける基準は今日無効に等しく一般に生活必需品の範囲は次第に拡張せられる傾向にある。数人の妻がいるときには、おのおのの妻は最少限度夫以外の者が侵入しない自分だけの部屋をもつ権利がある。正当な理由に基づいて別居している場合には、夫婦であることには変わらないのであるから、夫は当該夫婦の生活程度に相応した別居扶養を行なうべきである。

夫の扶養義務の履行方法には二つある。その一は物品供与の方法であり、その二は金銭の支払による方法である。同居夫婦の場合の妻の扶養は前者の方法においてなされるが別居夫婦の場合の妻の扶養は後者の方法、原則として定期金の前払という方法で行なわれる。定期金は毎月前払されることを要する。なお離婚された妻がイッダー期間中、あるいは子に授乳している期間中受ける扶養も定期金の毎月前払の方法によって行なわれるものである。

扶養の権利義務は一身専属性を有する。それゆえに扶養を受ける権利はこれを他人に譲渡することはできない。また扶養権利者の死亡によって消

滅するから、相続人によって相続されるということもない。義務者についてもこの義務は死亡によって当然に消滅する。扶養を受ける権利は差押えられないし、相殺の目的にもなり得ない。

夫の扶養義務が夫あるいは妻の死亡によって消滅することは当然である。夫の死亡後の妻の扶養は相続権によって代位される。夫と死別した妻は離婚された妻とは異なり、イッダー期間中（4 カ月 10 日）といえども扶養を受ける権利を有しない。未亡人が妊娠しているか否かに関係がない¹⁷⁾。すでにのべたようにイスラム法においては夫の扶養義務は離婚後といえどもイッダー期間中は依然として存続するので離婚した妻に対する夫の扶養義務はイッダー期間の経過によって消滅する。イスラム法がイッダー期間中の夫の扶養義務を認める根拠は取消せる離婚においては、離婚が不確定であること、取消せない離婚においても婚姻はイッダー期間が経過するまでは完全には解消してはいないという点にあると推測されるが、取消せない離婚における夫の扶養義務はむしろ妻に対する財産分与を認めていない法制度の下における離婚後の妻の生活の保障という要請によるものではなかろうか。夫は扶養義務とは別に、婚姻に際して支払われるべきマールの未払分がある場合には、離婚にあたりマールの残額を支払わなければならない。

- 1) 「女というものは汝らの耕作地。だからどうしても好きなように自分の畑に手をつけるがよい。」（コーラン第2章 223 節）「アッラーはもともと男と女の間には優劣をおつけになったのだし、また（生活に必要な）金は男が出すのだからこの点で男の方が女の上に立つべきもの……」（コーラン第4章 38 節）コーランの引用文は井筒俊彦訳「コーラン」による。
- 2) ムタ婚についての規定はコーラン第4章 28 節。ムタ婚は男子が旅行先あるいは出征中に性的必要からなされた婚姻であり、現在でもイランにおいて行われている。イスラム法では一人の男は同時に四人まで妻をもつことができるがイランの場合、この四人は通常の婚姻とムタ婚と別々に数えるので、理論的には、八人まで妻をもてる。
- 3) 「また汝らのうち誰か（神のみもとに）召されて後に妻を残した場合、女は四ヶ月と十日の間そのままじっと待っていること（その期間は再婚してはいけ

- ない)」（コーラン第2章234節）「さて離縁された女の方では三回だけ月経を見るまでは独身のままで待たねばならぬ。その際アッラーが胎内に創造したもうたものを隠し立てたりすることは許されない……」（コーラン第2章228節）
- 4) コーラン第4章29節はイスラム教徒はイスラム教徒の女だけを妻にすることができる旨を規定していたが、後になってこの章句は「回教信者の操正しい女も、汝らがコーランの啓示を受ける以前に聖典を戴いた人たち（ユダヤ教徒とキリスト教徒）の中の操正しい女も（全く同資格で汝らの妻にしてよろしい）」（コーラン第5章7節）によって修正された。婚姻契約に際して証人の出席がなくても妻は扶養を受ける権利を有する。
- 5) イスラム法には婚姻適令の規定はない。イランでは男子満18才、女子満15才以上となっているが、特別の場合には裁判所の許可を得て、これ以下の年令で婚姻することもできる。しかし実際には、大衆の生活は貧しいので男はかなりの年令にならなければ経済的に婚姻の資格がなく女は親が早く扶養の義務を免かれ、夫となるべき男からマールを貰いたいのので13,14で婚姻する者が多いらしい。
- 6) M.D. Manek, *Handbook of Mahomedan Law*, 6th ed., 1961, p. 83, K.P. Saksena, *op. cit.*, p. 361
- 7) 「……貞淑な女は（男にたいして）ひたすら従順に、またアッラーが守って下さる（夫婦間の）秘めごとを他人に知られぬようそと守ることが肝要。反抗的になりそうな心配のある女はよく論じ、（それでも駄目なら）寢床に追いやって（こらしめ、それも効がない場合は）打擲を加えるもよい……」（コーラン第4章38節）
- 8) マールはイスラム以前の売買婚の時代において、花嫁の対価として夫となるべき男性から花嫁の父あるいは後見人に対して支払われたものであり、イスラムにおいても、マールの付与は婚姻契約の要素とされた。
「妻たちに贈与財を心よく払ってやれよ……」（コーラン第4章3節）マールは婚姻契約の際に一時に全額を支払う必要はなく一部だけを支払い、残余の部分については婚姻後の一定の時期——離婚や夫婦の一方の死亡に際して——支払うことも認められる。
- 9) イスラム法では男は同時に四人まで妻をもつことができる。（コーラン第4章3節）しかし、「もし（妻が多くては）公平にできないようならば一人だけにしておくか、さもなければお前たちの右手が所有しているもの（女奴隷を指す）だけで我慢しておけ……」（同章同節）
- 10) 「（断食のために）礼拝堂におこもりしている間は、絶対に妻と交わってはならぬ。これはアッラーの定め給うた規定だから、それに近ずいて（踏越えて）はならぬ」（コーラン第2章183節）「メッカ巡礼がいずれの月（に行われ

る)かは汝らの知っての通り. それらの(月の)間に巡礼の務めを果そうとする者は, 女に触れるな……」(コーラン第2章193節)

「(月経は)一種の病いであるゆえに, 清浄の身に戻るまでは決してそのような女に近づいてはならぬ. 浄めがすっかり済んでからアッラーのお言いつけ通りに彼女らに接するのだ……」(コーラン第2章222節)

11) K.P. Saksena, *op. cit.*, p. 363

すでにのべたようにイスラム教徒はユダヤ教徒の女, キリスト教徒の女とも婚姻できるので, ここでは, 婚姻前からイスラム教徒である妻の場合を意味する.

12) Asaf A.A. Fyzee, *Outlines of Muhammadan Law*, 3rd ed., 1964, p. 206

しかし, ハナフィー派は, これを離婚原因としない.

13) イスラム法における離婚の主たる方式は, 夫の一方的意思表示によるタラク離婚であり, タラクは口頭または書面で「私はお前を離別する」と宣言することで足り, 夫は二度までタラクを取消すことができ, 三度タラクを宣言し, イッダー期間が経過した後に離婚は完成する. タラクの取消はイッダーの期間中にのみ可能であり, イッダー期間の経過後の取消は不可能である. タラクの取消は口頭により, あるいは夫婦関係の再開という事実行為により行われる. タラクの取消が可能な間は, 婚姻は完全には解消したものとは言えないから, 夫婦は互に相続権を有し, すでに四人の妻をもつ男は, 新しい婚姻契約を結ぶことはできない. タラクの取消を認めることは, 夫の恣意による離婚を制限し, 妻を保護する意味をもつ.

「女を離縁(してまた復縁)できるのは二回まで. (同じ女に三回正式の離縁宣言をしたらもはや復縁は許されない). すなわち(二回までは)正当な手続をふんでまた自分のもとに戻すかさもなければねんごろにいたわって自由の身にしてやることのできる……」(コーラン第2章229節)

「これ, これ, 予言者, お前たちが妻を離縁する場合には, 必ず定められた期限が来てから(具体的には三回月経を見てからということ, 妊娠していないことを完全に確かめるためである)正式に離縁するようにな. よく期限を勘定するんだぞ……」(コーラン第65章1節)

シャーフイー派, シーフ派によれば, 取消せないように離婚された妻は扶養を受ける権利を有しないが, 妊娠している時には妊娠中扶養を受ける権利を有する.

14) 「女が妊娠している場合には, 胎の中の荷物を生み落とすまでよく面倒見てやるように」(コーラン第65章6節)

15) 夫が妻を離婚するには正式の手続を必要とし, やたらに家から叩き出してはいけませんが「誰が目にも明らかな不将(姦通)を犯かした場合は別であ」(コー

ラン第 65 章 1 節)

「姦通を犯かした場合には、男の方も女の方も各々百回の笞打ちを科す」
(コーラン第 24 章 2 節)

- 16) 「(離婚された妻が既に) 母になっている場合はもし授乳を完全に終らせたいと思うものは子供にまる二年間乳をのませるがよい。(その場合) 子供の父の方では女の衣食の責を立派に果さなければならぬ……」(コーラン第 2 章 233 節)

「(離婚された妻が) お前たち(夫)のために(生んだ子供に)授乳してくれることになったら、ちゃんと報酬をやらなくてはいかんよ……」(コーラン第 65 章 6 節)

- 17) 若干の学者たちは夫が死亡した時に妊娠している妻は、子供を生んでしまうまで、彼女から生まれる子供が受け取る権利を有する相続分の中から扶養を受けると解している。

3. 親子間の扶養義務

(1) 子に対する親の扶養義務

子に対する親の扶養義務は、扶養義務制度の中心をなすものであるが、子といっても未成年の子と成年の子とでは扶養関係上、その重みが全く異なる。親子扶養の中核をなすものは前者であり、後者は例外的なものとして認められる。

イスラム法上、未成年の子に対する扶養義務は父に帰属する。イスラム法における成年はシャーフイー派では満 15 年、ハナフィー派では満 18 年であるから、それ以下の子供は労働能力および困窮の事実の有無にかかわらず父から扶養を受ける権利を有する。父は扶養するのに十分な資力を有していなくても、自分自身の生活にさえ事欠いていても子を扶養すべき義務を免かれるものではない。未成年の子に対する父の扶養義務は絶対的であり無制限であり子が母の監護下に生活している事実によって扶養義務を免かれるものでもない。なお、特別の事由がある場合には母も補充的に責任を負う。すなわち、父が労働不能かつ無資力であり母が十分な財産を有しているときには母が扶養義務を負うが、後になって子供に財産ができ

たら返還を請求できるし、また父の経済状態が好転したときにも同様である。親の扶養義務の根拠については、監護権に対応するものであるとか、親子関係という自然的事実から生ずるものであるとか言われる。前者の見解に従えば子の監護権が母にあるときには父は扶養義務を負わないことになり、後者によれば父は非嫡出子に対しても扶養義務を負うことになる。イスラム法は親の扶養義務の根拠を適法な婚姻関係から生じた適法な親子関係に置いていると推測される。それゆえに非嫡出子に対する父の扶養義務は認められない。非嫡出子は母およびその血族に対する関係においては血族関係を認められるが、父に対する関係においては何らの血族関係も認められない。イスラム法には認知制度は存在しない。継親子関係について一言触れると未成年の子供のある未亡人と婚姻した者は、その子供を引取り扶養すべきであると考えられている。これは未亡人との婚姻の効果であり、継父は決して継子から食事代や下宿代を請求してはならない¹⁾。

父の扶養義務の範囲は子の必需品であるが衣食住、医療費などの他、子の才能および周囲の事情によっては高等教育のための費用さえ生活必需品の一部とみなされる。

父の扶養義務の履行方法にも物品供与の方法と金銭支払の方法があり、子が父と同居している場合には前者の方法が、父と別居している場合には後者の方法が採られる。子が別居扶養を受けるためには、別居が正当なものでなければならない。(i)父母が同居している場合は別として、母が父と別居しているときには息子は満7才、娘は満9才(ハナフィー派)に達するまでは母親が手許で養育する権利を有する。これを監護権(ハダナ)と言い、母の権利であると同時に義務であり、母系親族にひきつがれる。ハダナに必要な費用は、子に財産があればそれから支払ってもよいが、原則として父に支払義務がある。息子が7才、娘が9才に達した以後においても母が依然として息子や娘と共に生活しており、父が引取を要求しても正当な理由なく引渡さないときにはそれ以後の扶養料に対して父は責任を免かれる。(ii)父が子供を虐待するなど、子供たちを保護するのにふさわしくない十分

な事情があるとき。(イ)父が精神病になったとき。この場合にも定期金の毎月前払いの方法が採られる。未成年の子に対する父の扶養義務は、父あるいは子の死亡、子の成年、子の背教などによって消滅する。

イスラム法上特に注目すべきことは、娘は成年に達した後でも未婚の間は、未成年の子に対すると同様の扶養を受ける点である。

成年の子に対して、親の扶養義務が生ずる場合は、本来例外的であり、その扶養は未成年の子に対するものと異なり、条件付である。すなわち、子が病弱であるとか不具者であるために労働能力を欠き、かつ困窮してはならない。子が労働能力をもつか財産をもつかすれば扶養請求権はない。従って成年の子が親（第一順位、父）に対して扶養を請求するためには、労働無能力かつ無資力を証明しなければならない。要するに子が成年に達している場合の親の扶養義務は第二次的、補充的なものである。父は十分な財産を有しているときに責任を負うものであり、労働によってまで成年の息子を扶養する責任はない。父の扶養義務は成年の子が、扶養を請求してきた時に開始し、その子が無力であるかぎり存続し、父あるいは子の死亡、子の背教などによって消滅する。

(2) 親に対する子の扶養義務

親に対する子の扶養義務の要件は成年の子に対する親の扶養義務の要件より緩和され、無資力だけを要件とし、労働能力の有無を問題としない²⁾。扶養権利者たる親は母子関係については問題ないが父子関係については法律上の親子関係を前提とする。継親に対する継子の扶養義務については何ら触れられていないが扶養義務なしと解するのが妥当であろう。扶養義務者たる子は男であるか女であるか³⁾、成年であるか未成年であるかを問わない。数人の子が扶養義務者として十分な資力を有するときには、男女、成年、未成年を問わずこれらの子供の間においては扶養義務の割合は原則として平等とする。しかし現実問題としては扶養義務者間の経済状態には差があるため同額の扶養料の支払を要求することは不当な場合を生ずるであろう。十分な資力を有する息子も娘も共に存在しないときには、息子は

労働によって親を扶養すべきである。

子の扶養義務は、親が扶養の請求をした時に開始し、親が無資力であるかぎり存続し、親あるいは子の死亡、親の背教などにより消滅する。

- 1) K. P. Saksena, op. cit., p. 359
- 2) シーア派は父母に労働能力があれば子は扶養義務を免れるとする。
- 3) 婚姻によって娘は夫の家に入るとする考え方からみても扶養と相続との関係から、娘は実家の父母に対して扶養義務ありと解してよいだろう。

親に対する子の扶養義務に関連して

「人間たるもの、自分の父母にどういう態度を取るべきかについては我らがみなに指示を与えてあるはず。なんといっても母親は自分を腹に宿したあいだ苦勞を重ねて身をやつし、その上、乳離れさせるまでに二年間もかかっている。わし（アッラー）に感謝すると同時に自分の父母にも感謝せよ……」（コーラン第 31 章 13 節）

「およそ人間たるもの己が父母にはやさしくしてあげねばならぬ。これは我ら（アッラー）のきつい戒めじゃ。母さんはあんなに苦しんで胎に宿し、あんなに苦しんで産んでくれたのだものな。胎に宿してから乳離れさせるまでに三十ヶ月もかかっているのだぞ……」（コーラン第 46 章 14 節）

- 4) 「だがもし父母がわけもわからぬもの（偶像）をわしとならべてお前に拝ませようとするならば、決して言うことをきいてはならぬ。ま、とにかくこの世にあるかぎり、二人にはできるだけ優しいいたわりの気持で交わってやれ……」（コーラン第 31 章 14 節）

4. 親族間の扶養義務

イスラム法においては親族扶養は、祖父母孫間、三親等内の傍系血族間においてのみ認められ、直系傍系を問わず姻族間における扶養義務は認められない。

(1) 祖父母孫間の扶養義務

祖父母に対して孫、孫に対して祖父母はそれぞれ、第二次的、補充的な扶養義務を負っている。すなわち、無資力な祖父または祖母はその子からの扶養を受け得ない場合にかぎり十分な資力のある孫から扶養を受ける権利を有する。同様に、困窮しておりかつ未成年であるか、成年ではあるが

労働無能力の孫はその親から扶養を受け得ない場合にかぎり十分な資力を有する祖父または祖母から扶養を受ける権利を有する。扶養義務者側における要件は十分な資力を有することであり、少なくとも扶養によって自分の生活水準を著しく低下させないことを必要とする。祖父母孫間の扶養は原則として定期金の前払方法によって履行される。

(2) 傍系血族間の扶養義務

兄弟姉妹、伯叔父母、甥姪などの間で行なわれ、この種の扶養の特色は相互的であり、扶養権利者は同時に扶養義務者になりうる点に存する。傍系血族間の扶養義務の根拠は相互の相続関係にある。

困窮している傍系血族は（成年、未成年を問わない）彼らとその両親あるいはその子の不存在または無資力にもとずき、それらの者から扶養を受け得ない場合にかぎり、十分な資力を有する兄弟姉妹、伯叔父母、甥姪などから扶養を受ける権利を有する。それゆえに傍系血族の扶養義務が発生するには(i)扶養権利者が無資力かつ労働無能力であること、（困窮している傍系血族が女性であるときには、労働能力の有無は問題とされず、ただ彼女が未婚であればよい）、(ii)扶養権利者がその両親あるいはその子から扶養を受け得ないこと、(iii)扶養義務者側の要件としては十分な資力があること。なお扶養権利者の父が後になって何らかの財産を得た場合には、傍系血族たる者は、すでに支払った扶養料の返還を請求することができる。(iv)扶養義務者が扶養権利者の相続人であること。

傍系血族間の扶養においては、その責任は相続法の原則を類推して、相続分に比例するものと言われているが、すでにのべたように傍系血族以外の者の扶養は、相続の原則とは無関係である。すなわち、(i)父母の間では父の単独責任である。母は遺産の1/3あるいは1/6を受け取るが、(ii)息子と娘の間では扶養義務の割合は平等である。息子は遺産の2/3を受け取るが、(iii)父と孫息子の間では父の単独責任である。孫息子は遺産の5/6を受け取るが、(iv)娘と孫息子の間では娘の単独責任である。娘と孫息子は遺産を平等に分配するが、

傍系血族間の扶養義務も原則として定期金の前払いという方法によって行なわれ、扶養の程度は扶養権利者の必要性和扶養義務者の能力という二つの要件の相対的均衡によって決定されるが、扶養義務者が数人いる場合には各義務者の責任は法定相続分に比例する¹⁾。たとえば全血姉妹と父方の半血姉妹が法定相続人である場合には相続分は前者が 1/2、後者が 1/6 であるので、扶養義務もこれに比例して扶養権利者が必要とする扶養額の 1/2, 1/6 ということになる。

傍系血族間の扶養義務は扶養当事者の死亡によって消滅することはもちろん、扶養権利者がイスラム教から離反した場合にも消滅する²⁾。すでにのべたようにイスラム法は相続権の基礎を扶養の延長とみなしているので、背教者は扶養請求権を失うだけでなく、相続欠格者にもなる。

- 1) イスラム法は「近親の扶養は相続人の義務である」としている。この場合における“相続人”という言葉は、扶養の割合を決定するにあたって、相続財産における持分が考慮されるべきであることを示している。
- 2) 「これ汝ら信徒の者よ、たとえ自分の親、兄弟だとして、もし信仰より無信仰を好むようならば、決して同志と思うてはならぬ。汝らの中でそういう人々を同志にする者があれば、それはまぎれもない不義の徒じゃ」（コーラン第 9 章 23 節）

「一旦信仰に入っておきながら、アッラーに背むく者、おのが心をひろびろとうち開いて信仰に背いて行くような者、そういう者どもにはアッラーの御怒りが下ろうぞ。そのような者どもには、恐ろしい天罰が待っている」（コーラン第 16 章 108 節）

5. む す び

本稿においてはイスラム法における扶養義務について若干の考察を試みた。しかし、扶養義務を論ずるにあたり当然に言及すべき問題、たとえば扶養請求権の法的性質、扶養請求権の第三者による侵害、その後の事情変更と扶養義務の程度方法の問題、扶養義務の履行確保の問題などについては、直接これに関する資料が入手できなかったため、ここでは触れることができなかった。後日、機会があるときに稿をあらためて言及することにした。

い。最後に社会保障の確立を目的とするイスラム諸国の憲法規定¹⁾を示すことにより、本稿を閉じる。

リビア連合王国憲法 (1951. 10. 7 全国会議により採択)

第 35 条 「国は、すべての、リビア人及びその家族に対して、妥当な生活水準をできるだけ与えるように努めなければならない」

エジプト共和国憲法 (1956. 6. 24 施行)

第 17 条 「国はすべての国民に対し、食糧、住宅、厚生施設、文化施設、および社会施設を提供することにより、相応な生活水準を確保することに努める」

第 21 条 「エジプト人は、老年、疾病および就労不能の場合において、国の扶助を受ける権利を有する。この権利を保護するため国は社会保障、社会扶助および公衆衛生事業を創設し、その漸進的拡張を図らなければならない」

シリア憲法 (1950. 9. 5 制定)

第 27 条 「何人も病気、無能力、孤児、老年および意に反する失業の場合において、自分自身およびその家族が国の保護を受ける権利を有する。この目的を達するため、社会保障制度が確立されるものとし、国、施設および個人は必要な基金を確保するために協力するものとする」

パキスタン回教共和国憲法 (1956. 2. 29 制定)

第 29 条 ((d)国は姓階、信条又は人種にかかわらず、病弱、疾病又は失業のため、恒常的又は一時的に生活手段を得られない市民のため、食料、衣服、住居、教育および医療保護のような基本的な生活必需品を供給するよう努めなければならない」

1) 憲法規定の引用は衆議院法制局「各国憲法集」による。